

こども基本法・こども大綱の概要について

令和 6 年 3 月 1 9 日
健康福祉部子育て支援課

1. こども基本法について

(1) 概要

こどもに関する様々な取組みを講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法（R5.4.1 施行）

※ 「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。（法第 2 条）

○令和 5 年 12 月 1 日 こども家庭審議会答申
（今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～）

18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

※ 「こども施策」とは、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」をいう。（法第 2 条）

○こども施策について（こども基本法説明資料）

- ① 「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指す。
- ② 「一体的に講ずべき施策」とは、
 - ・ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）
 - ・ 「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

(2) 基本理念（法第 3 条）

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(3) こども基本法における地方公共団体の責務等

① 地方公共団体の責務

地方公共団体は、(法の) 基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(法第5条)

② 都道府県こども計画、市町村こども計画(努力義務)

都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画(当該地方公共団体の区域におけるこども施策についての計画)を定めるよう努めるものとする。

(法第10条)

③ こども等の意見の反映

地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(法第11条)

具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断

(こども家庭庁：こども基本法の概要より)

④ 関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)

地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする。

(法第13条・第14条)

2. こども大綱について

(1) 概要

こども基本法に基づき、国がこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの(法第9条)

令和5年12月22日に閣議決定(別紙)

(2) 国の大綱の一元化

これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化（法第9条）

※ こども大綱の閣議決定に伴い、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）は廃止

※ 法定白書（「少子化社会対策白書」・「子供・若者白書」）及び「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」も「こども白書」に一本化
(法第8条)

3. 都道府県こども計画について

都道府県こども計画は、以下の計画と一体のものとして作成することができる。
(法第10条)

① 都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第1項）

② 子どもの貧困対策の推進に関する都道府県計画

(子どもの貧困対策推進法第9条第1項)

③ その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画）

○ こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の構成について

第1 はじめに

- 1 こども基本法の施行、こども大綱の策定
- 2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識
- 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

第2 こども施策に関する基本的な方針

以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革